

審査請求の却下について

1 審査請求人

株式会社Vi-King

2 審査請求の年月日

令和2年(2020年)1月8日

3 事案の概要

本件は、区政情報の公開請求をした審査請求人が当該区政情報の公開に係る事務手数料173万9,100円の徴収処分(以下「本件処分」という。)を不服として提起した審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、本件審査請求の提起後に本件処分が取り消されたことから、中野区長が本件審査請求を不適法なものとして却下した事案である。

4 審査請求の趣旨

中野区長が審査請求人に対して行った令和元年(2019年)11月29日付けの区政情報公開決定に係る区政情報の公開に関する事務手数料173万9,100円の徴収処分(本件処分)を取り消し、300円とするとの裁決を求める。

5 審査請求の理由の要旨

中野区区政情報の公開に関する条例第1条に規定された制度趣旨を鑑みれば、中野区は情報公開により区民の知る権利を保障し、区民と区との情報の共有を図ることにより住民自治と開かれた区政運営をすることが求められていることは明らかであり、事実上情報公開を阻害するような高額な手数料を請求することは条例の趣旨に反している。

6 却下の年月日

令和3年(2021年)8月20日

7 却下の理由

本件処分は本件審査請求の提起後に中野区長により既に取り消されており、本件処分の取消しにより審査請求人が回復すべき自己の権利又は法律上保護された利益がなお存在していると認めることはできず、本件審査請求は不適法である。